

1 鳥獣被害対策の基本的な考え方

野生鳥獣による農作物被害対策を行う場合、これまでの事例から**捕獲だけでは被害はなくなりません**。まずはじめに、**集落環境診断**などで被害が発生している要因を知り、その上で適切な対策を実施することが重要です。対策は一つだけではなく、複数をバランスよく組み合わせて実施する必要があります。

また、対策は**住民と行政がそれぞれの役割に応じて協働で進めるとともに、集落や地域づくりも考慮し進めることが大切です**。

対策の三本柱は、「**集落・農地管理（被害防除）**」、「**生息環境管理**」、「**個体数管理**」です。

(1) 集落・農地管理（被害防除）

侵入防止柵（電気柵など）設置、未利用果樹伐採、収穫残渣をなくす、耕作放棄地解消、追払いなどです。

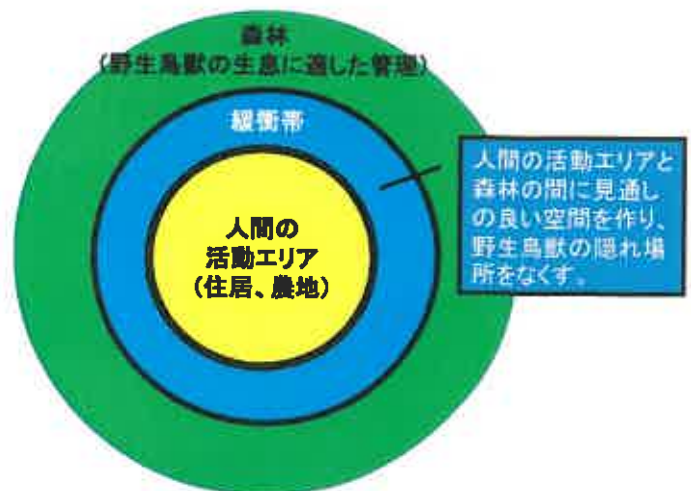
(2) 生息環境管理

野生鳥獣の生息地を適切に整備する（人工林の手入れ、広葉樹林の育成などによる野生鳥獣の生息に適した森林の整備）、農地や集落の周辺に緩衝帯を設けるなどです。

(3) 個体数管理

捕獲などにより野生鳥獣の安定生息数を維持し、生息密度、生息域などを適切に管理することです。特定鳥獣保護管理計画に従って進める必要があります。

鳥獣被害対策の三本柱



生息環境管理のイメージ

2 集落ぐるみの体制づくり

野生鳥獣が人里に出没するのは、餌を食べることができるからです。個々の農家が行う点的対策では、野生鳥獣にとってその集落の餌場価値は大きく下がりにません。**餌場価値を大きく下げるためには、集落など一定の広がりを持って面的に取り組むことが大切**です。

3 被害防止の進め方

(1) 相手を知る



- ・学習会の開催などにより、野生鳥獣の生態や被害対策の知識を養う。

(2) 自分を知る



- ・集落環境診断により、加害鳥獣、被害状況、これまでの対策の効果点検などを行う。診断結果に基づき今後の対策を検討する(いつ、だれが、何をするのか)。
- ・集落ぐるみの自衛体制づくり。

(3) 餌を与えない



- ・収穫残渣の片付け、未利用果樹の伐採、生ゴミの適正処理などを行う(鳥獣が容易に餌を食べることができないようにする)。

(4) 守る



- ・侵入防止柵(電気柵など)設置、花火による追い払い、耕作放棄地解消、緩衝帯整備、森林整備などを行う。

(5) 攻める

- ・必要に応じた捕獲などを行う。

発行：福島県農林水産部農業振興課 TEL024(521)7339

○農業振興課ホームページ：以下のURLより他の農業技術情報(生育情報、気象災害対策、果樹情報、特別情報)をご覧ください。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>

○ふくしま新発売：以下のURLより最新の農林水産物モニタリング情報、イベント情報等をご覧ください。

URL：<http://www.new-fukushima.jp/>